

新たな財源について

資料5

税目	税率	納税者	特別徴収義務者	新たな財源	委員会・ワーキンググループでのコメント	収入安定性	応益性	応能性	徴税事務量	増収規模	村民負担	観光振興への用途自由度	法的	評価点		
宿泊税① (東京都方式)	・10,000円未満・・・非課税 ・10,000～15,000円未満・・・100円 ・15,000円以上・・・200円 (1人1泊)	宿泊者	宿泊事業者	約4百万円	<ul style="list-style-type: none"> 課税する場合、その課税の客体を何にするかが重要である。宿泊施設は法律で宿泊業というのが決まっているため、それが明確になっている。 接客税に当たるところでは、事実上宿泊税しか選択肢がないと思う。 宿泊料は同じ日に同じ部屋でも料金が違うので、免税点があることで、納税額の捕捉が難しくなってしまうため、免税点を設けることはやめた方がよい。 宿泊している方は(村内で幅広く)観光しているということを前提に、その自治体から利益を受けているという考えから、応益的に捉えることができる。 宿泊税については、正確なデータも取れ有効なマーケティングに活用できるため必要と考える。また世界情勢や変化のスピード感についていくためには早めに検討する必要がある。 新たな観光財源は必要で、その手法は村民負担だけではなく、お客様から徴収し、お客様に還元していく。その方法論として一番最適なのは「宿泊税」ではないか。徴収方法については定率制がよいのではないか。 	○	◎	○	○	△	◎	◎	◎	19点		
宿泊税① (京都市方式)	・20,000円未満・・・200円 ・20,000～50,000円未満・・・500円 ・50,000円以上・・・1,000円 (1人1泊)			約171百万円		○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	21点
宿泊税②	宿泊料の2%～3% (1人1泊)			約115百万円 ～ 約172百万円		○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	22点
リフト利用者への課税	100円 (1人1日)	リフト利用者	索道事業者	約98百万円	<ul style="list-style-type: none"> 税を徴収するときの根拠として、リフト利用者がその自治体から何を利益として受けているのか説明が難しい。 リフト利用者を応能的に捉えた場合、リフト利用者が金持ちとは一概には言えないので、応能的に考える事は難しい。 徴収した税を(スキー場以外も含めて)広く観光振興目的に使うことが難しい。 	○	△	×	○	◎	○	△	○	13点		
村・県民税 (家屋敷課税の引き上げ)	4,500円 ※1,000円の引き上げ	住宅等所有者	—	約1百万円	<ul style="list-style-type: none"> 税収が少ない。 法的に問題がある。 (家屋敷を持っている村外の人だけに、均等割の部分が高くするというのは、法的に問題がある。) 	◎	△	×	△	△	◎	△	○	12点		
別荘等所有税	110円 (床面積1㎡当たり)	別荘等所有者	—	約7百万円	<ul style="list-style-type: none"> 別荘(課税対象/定義)の判断が難しい。 別荘所有者は固定資産税も別に支払っており、二重課税ではないかという議論もある。 京都市でも宿泊税導入の時に議論が上がったが、導入が現実的に難しいという事で消えた経過がある。 	◎	◎	◎	△	△	◎	△	◎	18点		
登山協力金	500円	登山者	徴収する事業所	約12百万円	<ul style="list-style-type: none"> 法的拘束力や強制力を伴わないもので、財源確保の方策としては当然のものである。 全国各地でいろいろな形で協力金の検討がされている。 どういう形で取り、どういう手法により実現可能性があるのかということがポイントになる。 いろいろな税を導入する際にも並行して進めるべきである。 	△	◎	◎	◎	△	○	◎	◎	19点		
ふるさと納税	—	寄付者	—	H29年度収入額 211,175,002円 H30年度収入額 162,753,500円 (12月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> 法的拘束力や強制力を伴わないもので、財源確保の方策としては当然のものである。 全国各地でいろいろな形で協力金の検討がされている。 どういう形で取り、どういう手法により実現可能性があるのかということがポイントになる。 いろいろな税を導入する際にも並行して進めるべきである。 	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	21点		

※1 委員会ワーキンググループでのその他の意見

- 一人のお客様からいろいろな箇所でのいろいろな税金や協力金を徴収するというのは、やはり負担が多いのやめた方がよいのではないかと思います。
- 接客税と観光税等により、お客様から広く薄く徴収することがよいのではないかと。

※2 評価結果の記号の意味は下記のとおり

- ◎: 適性が高い(3点) ○: ある程度適性がある(2点) △: 適性が低い(1点)
- なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※3

- 応能**・・・租税を負担する能力のある者に対し、その経済的負担能力に応じて課す租税のこと
- 応益**・・・人の租税負担能力には関係なく、その人が行政上のさまざまな有形無形のサービスから受ける恩恵の度合いに応じて負担させる租税のこと